条約

社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第九号

社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定

日本国及びルクセンブルク大公国は、

社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、

次のとおり社会保障に関する協定を締結することに決定した。

第一部　総則

第一条　定義

1　この協定の適用上、

(a)「ルクセンブルク」とは、ルクセンブルク大公国をいう。

(b)「国民」とは、次の者をいう。

日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民

ルクセンブルクについては、ルクセンブルクの国籍を有する者

(c)「法令」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度及び日本国の医療保険制度に関する日本国の法律及び規則

ルクセンブルクについては、次条2に掲げるルクセンブルクの社会保障の各部門に関する法律、規則及び実施細則

(d)「権限のある当局」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度及び日本国の医療保険制度を管轄する政府機関

ルクセンブルクについては、ルクセンブルクの法令の実施に関してそれぞれが責任を有する範囲内において各大臣

(e)「実施機関」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度及び日本国の医療保険制度の実施に責任を有する保険機関（その連合組織を含む。）

ルクセンブルクについては、ルクセンブルクの法令の実施に関し、その全部又は一部について責任を有する機関、組織又は当局

(f)「保険期間」とは、次のものをいう。

日本国については、日本国の法令のうち次条1(a)に掲げる日本国の年金制度に関するものによる保険料納付期間及び給付を受ける権利の確立に際して当該法令に基づき考慮されるその他の期間。ただし、社会保障に関する他の協定であってこの協定と同種のものにより、当該法令による給付を受ける権利を確立するために考慮することとされた期間は、含めない。

ルクセンブルクについては、ルクセンブルクの法令により保険料納付期間と認められる期間及び保険料納付期間と同等のものと認められる期間

(g)「給付」とは、一方の締約国の法令による年金その他の現金給付をいう。

2　この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、適用される法令において与えられている意味を有するものとする。

第二条　この協定の適用範囲

1　この協定は、

日本国については、

(a)　次の日本国の年金制度について適用する。

(i)　国民年金（国民年金基金を除く。）

(ii)　厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）

ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であって、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。

(b)　次の法律（その改正を含む。）により実施される日本国の医療保険制度について適用する。

(i)　健康保険法（大正十一年法律第七十号）

(ii)　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

(iii)　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）

(iv)　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）

(v)　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）

(vi)　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

(vii)　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

ただし、この協定の適用上、第五条、第十三条から第二十条まで、第二十六条、第二十七条、第三十条（3の規定を除く。）、第三十一条並びに第三十三条2及び3の規定は、(a)に掲げる日本国の年金制度についてのみ適用する。

2　ルクセンブルクについては、次のルクセンブルクの社会保障の各部門について適用する。

(a)　老齢、障害及び遺族に関する年金保険

(b)　この協定の第二部の規定及び関連する規定に関し、疾病及び出産に係る保険、労働災害及び職業上の疾病に係る保険、介護保険、失業給付並びに家族給付

この協定は、第二十一条の規定の適用上、社会保障法典第二条について適用する。

この協定は、社会扶助又は戦争若しくはその結果による犠牲者のための給付の制度については、適用しない。

3　この協定は、両締約国の法令の全ての改正についても適用する。ただし、その改正が当該改正前の当該法令によって規律され、又は実施されていた制度の範囲を実質的に変更しない場合に限る。

第三条　この協定の適用を受ける者

この協定は、一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある全ての者並びにこれらの者に由来する権利を有する家族及び遺族について適用する。

第四条　待遇の平等

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、前条に規定する者であって一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。

第五条　海外への給付の支払

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域外に通常居住することのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居住する者については、適用しない。

2　一方の締約国の法令による給付は、第三国の領域内に通常居住する他方の締約国の国民に対しては、その者が当該一方の締約国の国民であった場合と同一の条件で支給する。

第二部　適用法令に関する規定

第六条　一般規定

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に関し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。